

## 熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和3年（2021年）10月27日から12月23日までの間に実施した定期監査（工事監査）結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）3月14日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	内野幸喜
同	高野洋介

### 1 監査対象機関

部局名	機関名
農林水産部	漁港漁場整備課
土木部	営繕課、住宅課
教育委員会	施設課
企業局	工務課
警察本部	会計課
県央広域本部	農林部（熊本農政事務所）、土木部（熊本土木事務所）、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	菊池地域振興局、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	八代地域振興局、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草地域振興局

2 監査対象 工事32件

3 監査対象期間 令和2年度（2020年度）

### 4 監査の主眼

対象工事の事務手続、計画、設計、積算及び施工管理の状況について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点に立ち、特に技術基準に基づいて適正に執行されているかを主眼として実施した。

### 5 監査結果

工事に関する執行状況については、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項  
なし

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項  
なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項  
なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。